

随意契約理由書

1 案件名称

平成27年度エネルギー面的利用促進事業調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社日建設計総合研究所 大阪オフィス

3 随意契約理由

本業務は、大阪市域におけるエネルギー面的利用促進のための課題に関する調査を実施したのち、その調査結果から適地選定を行い、優良事例を形成することになげるための委託事業である。エネルギー面的利用促進のためには、エネルギー需要の把握のほか、エネルギー融通のためのインフラ整備や取引モデルの構築、事業実施のためのインセンティブの付与などの課題が考えられる。本業務を遂行するためには、大都市におけるエネルギー事業に関する幅広い知識と経験、エネルギーインフラの構築からエネルギー供給に至るまでのシステムを設計できるノウハウ等、高度な専門性や創造性を有する事業者からの非定型かつ創造的な事業企画を幅広く募集することが必要となる。

これらのことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとする。

大阪市ホームページ上にて企画提案を募集、5月27日に外部の有識者による「エネルギー面的利用促進事業調査業務委託公募型プロポーザル選定会議」を開催し、申請のあった7団体について審査を行い、その結果を受けて、上記団体が最も優れた提案者であるとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

環境局 環境施策部 環境施策課エネルギー政策グループ
(電話番号 06-6630-3483)

随意契約理由書

1 案件名称

北部環境事業センターほか8箇所機械警備業務委託

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

北部環境事業センターほか8箇所機械警備業務委託については、平成23年4月1日から平成27年7月31日まで長期契約を締結しているが、当初契約時に新品の警備機器を導入していることや、契約期間中、大きな故障もなく警備業務を履行できていることから、引き続いての警備機器の使用に支障がないと判断した。

また、現有機を引き続き使用し本警備業務を委託した方が、新たに契約を締結するよりも経済的に有利であり、本市の利益の増進につながると合理的に判断される。

上記の理由により地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に該当するので、引き続き現在設置している警備機器所有者であるセコム株式会社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 （電話番号 06-6630-3254）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度地中熱等導入促進事業調査業務委託 その 2 (ポテンシャル調査等)

2 契約相手方

株式会社 ニュージェック

3 随意契約理由

本業務は、大阪市域の地下水が豊富でかつ地上に熱需要の高い事業所が集中しており、地下水の熱利用のポテンシャルが高いことにかんがみ、市域内の地下水、帯水層(地中熱)の資源量分布を把握、ポテンシャルマップとして公表・情報発信することにより、有望なエネルギー源として、地中熱の適地を顕在化し、地中熱の利用促進を図ることを目的とする。

この事業を遂行するためには、大阪市域の地盤環境・地下水環境に関する幅広い知識と経験、地中熱技術を利用・導入できるノウハウ等、高度な専門性や創造性が必要となることから、事業者には非定型かつ創造的な能力が求められる。これらのことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして公募型プロポーザル方式を採用することとし、大阪市ホームページ上にて企画提案を募集した。

提案のあった 1 団体について、平成 27 年 4 月 10 日に外部の有識者による「地中熱等導入促進事業調査業務委託公募型プロポーザル選定会議」で審査を行い、その結果を受けて、上記団体が優れた提案者であるとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課 (エネルギー政策グループ)

(電話番号 06-6630-3479)

随意契約理由書

1 案件名称

資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーの点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ユニキャリア株式会社

3 随意契約理由

別表の資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、資源ごみや容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに資源ごみ中継地及び容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される資源ごみ及び容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のユニキャリア株式会社製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるためには、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備特質の構造、機能に加え、補修方法など総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を安易かつ安価に入手できる製造元であるユニキャリア株式会社に対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

随意契約理由書

1 案件名称

事業系ごみの減量推進に関するセミナー企画運営業務委託

2 契約相手方

特定非営利活動法人 イー・ビーイング

3 随意契約理由

本業務は、市内事業者がごみの減量推進の取組みを自主的に進めることができるようになり、将来的な本市のごみ減量目標達成に寄与することを目的とし実施する。

この事業は、具体的なテーマや構成、進行、講師（コーディネーター、パネリスト等）の選択、見学施設の選択等、セミナー内容の企画とその運営であることから、遂行するためには、廃棄物処理に関するノウハウや、環境に関する幅広い知識と経験、専門的な能力が求められる。このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、公募型プロポーザル方式を採用することとし、大阪市ホームページ上にて企画提案を募集した。

提案のあった1団体について、平成27年7月28日に外部有識者による「事業系ごみの減量推進に関するセミナー企画運営業務委託公募型プロポーザル選定会議」で審査を行い、その結果を受けて、上記団体が優れた提案者であるとして選定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 一般廃棄物指導課 （電話番号 06-6630-3271）

随意契約理由書

1 案件名称

環境保全関係業務処理システムに係る Windows.8.1 及び IE11 影響調査業務委託

2 契約の相手方

富士通エフ・アイ・ピー (株)

3 随意契約理由

本システムは、富士通エフ・アイ・ピー (株) が開発・製造したパッケージソフトをベースに、本市向けにカスタマイズして構築されたシステムであり、同社が導入及び設定作業を実施している。

本業務は、パッケージソフトの本市向けカスタマイズ部分に関し Windows8.1 及び IE11 の導入による影響を把握するものである。本業務の実施にあたっては、本システムのプログラム構造を熟知し、プログラム製作から一貫した責任と性能についての保証を持つ必要があり、同社は上記を実施できる唯一の業者であることから、同社と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 環境保全対策グループ
(電話番号 06-6615-7923)

随意契約理由書

1 案件名称

環境データ処理システム用機器更新に伴うシステム移行等業務委託

2 契約の相手方

レイシスソフトウェアサービス株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、平成 28 年 2 月 28 日でリース期間満了となる環境データ処理システム用機器を更新するにあたり、更新後機器の設定作業、旧機器から新機器へのプログラムおよびデータの移行及びプログラム改修作業、動作確認を実施するものである。本システムは、レイシスソフトウェアサービス株式会社が業務プログラムの設計・製造及びネットワークの構成を行い一貫して構築されたシステムである。

本業務の実施に当たっては、上記業務プログラム及びネットワーク構成に関連する特殊技術を有したシステムエンジニア・プログラマを確保するとともに、導入当初からの設計に基づくプログラムの修正等に必要な技術を保有している必要がある。したがって、移行作業を迅速かつ確実に実施し、一貫した責任と性能についての保証を持たせるためには、上記業者で実施する以外方法がない。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者を契約相手とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 (電話番号 06-6615-7943)